

※本件は令和4年度予算事業であるため、国会における予算審議の進捗によっては、公募内容等に変更が生じる可能性がある。

公 募 要 領

1. 事業名 令和4年度博物館等の国際交流の促進事業委託業務

2. 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりにより、博物館における国際交流も甚大な影響を受け、学芸員の交流や国際交流展の開催に大きな支障が生じている。ウィズコロナ・ポストコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築するため、海外の博物館等と連携し、学芸員等の共同調査・研究等により創出された文化財等の新たな価値を、デジタル技術やレプリカ等を活用した先駆的な鑑賞モデルの構築や収益力の確保に活かしながらボーダレスに発信することで、海外における博物館と日本文化のプレゼンスを高める。

3. 事業の内容

令和4年度博物館等の国際交流の促進事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 以下のいずれかに該当する者であること。

① 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第29条に基づく博物館に相当する施設、又は博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設）

② 国又は地方公共団体指定文化財を所有又は管理している地方公共団体

③ ①又は②を含む協議会や実行委員会等

(4) その他

- ・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ・ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ・ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ・ 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

5. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和5年2月28日

事業規模：1件当たり1,500万円（見込）

採 択 数：3件程度（審査により採択件数は変動する可能性がある。）

6. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための選定委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」とおり。選定終了後、30日以内にすべての本企画競争に参加した者に選定結果を通知する。

7. 公募説明会の開催

なし

8. 参加表明の実施

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は下記9. (1) へメールにより参加表明を行うこと。併せてその旨を電話連絡すること。
- (2) 提出期限：令和4年4月4日（月）17時必着

9. 企画提案書の提出先・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出先及び公募に関する問合せ先

文化庁参事官（文化観光担当）付 博物館支援係
TEL：03-5253-4111（代）（内線4897）
メールアドレス:museum@mext.go.jp

(2) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③ 誓約書（「10. 誓約書の提出」を参照）
- ④ （企画競争に参加を希望する者が協議会や実行委員会等である場合）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等
- ⑤ （再委託を行う場合）再委託の必要性等を記載した書類

(3) 提出方法

- ・ 提出方法は、提出書類のデータをメールに添付のうえ、上記9. (1) に示すメールアドレスまで送信すること。
- ・ メール の 件 名 及 び 添 付 フ ァ イ ル 名 は、「令和4年度博物館等の国際交流の促進事業公募申請（団体名）」の文言を入れること。
- ・ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和4年4月11日（月）17時必着
※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
※データは「送信時」に提出されたものとみなす。
※提出期限を過ぎてからの提出及び書類の差し替えは認めない。

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合は、その再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体又は独立行政法人には適用しない。

11. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額について国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認められるもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は企画提案書の提示する金額とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の同意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 2. スケジュール

- ① 公募開始：令和4年3月18日（金）
- ② 公募締切：令和4年4月11日（月）
- ③ 審査：令和4年4月15日（金）～
- ④ 選定及び業務計画書の提出：令和4年6月上旬頃
- ⑤ 契約締結：令和4年6月中旬頃（目安であり変更もあり得ることに留意）
- ⑥ 契約期間：契約締結日から令和5年2月28日まで

1 3. その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出費用は選定結果にかかわらず企画競争に参加する者の負担とする。
- (2) 書類は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は選定委員会が決定する。
- (5) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (6) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には、速やかに文化庁に届け出ること。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。事業計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。
- (8) 事業実施にあたっては、文化庁委託業務実施要領及び経費計上の留意事項等を遵守すること。（文化庁委託業務実施要領：<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>）

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳又は参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、

見積書など)
・銀行口座情報